

いじめ防止等基本方針

岩手県立黒沢尻工業高等学校

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許すことのできない行為である。

いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうる問題として捉え、学校、家庭、地域が連携し、いじめ防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。

学校はいじめ問題の取組にあたって、常にいじめの特徴について十分認識し、教職員一人が問題を抱え込むことなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、本校全日制課程の生徒及び専攻科課程の学生（以下生徒という）に対して、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

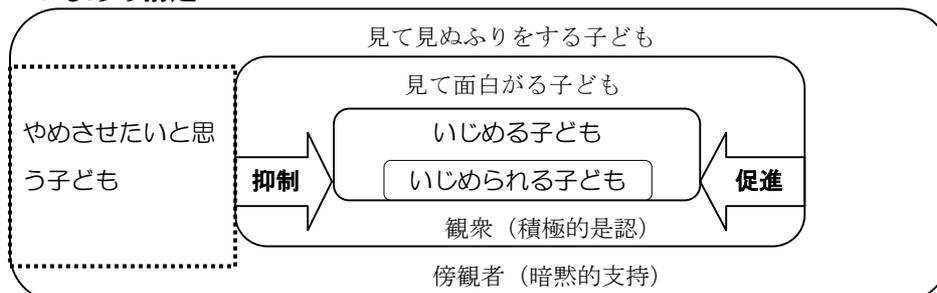
2 いじめに対する基本認識

近年のいじめの傾向は、従来に比較し、陰湿になっていること、一方で遊び半分のものも多く見られることなども指摘されており、問題が顕在化しにくく、事態が深刻化しやすいとも言われている。

教職員が（１）～（５）までの認識を持ち、いじめ問題に適切に対応することが必要である。

- （１）「いじめは、いじめを受けた生徒の尊厳を損なう、人間として絶対にゆるされない行為である」
- （２）「いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうる問題である」
- （３）「いじめは、加害者・被害者という二者関係だけではなく、「観衆」、「傍観者」といわれる周囲の生徒に対する注意も必要である」
- （４）「いじめは、教職員には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい」
- （５）「いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取り扱われるものである」

3 いじめの構造



Ⅱ いじめの未然防止

いじめを未然に防ぐには、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意事項について校内研修や職員会議等で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図ることが大切である。

1 いじめ防止対策のための組織

- (1) いじめ防止対策の組織として「いじめ問題対策委員会」を設置する。
- (2) 「いじめ問題対策委員会」の構成は、原則として校長、副校長、生徒部長、教育相談部長、各学年長、養護教諭とし、事案により関係する担任、科長、部顧問等の職員を加える。
生徒部長は必要に応じて本会議を開催する。
- (3) 「いじめ問題対策委員会」は、いじめ防止のため横断的で発展的な意見を出し合い指導を実践していくとともに、配慮を要する生徒について、定例職員会議等をとおして全職員で情報交換及び共通理解を図る。また、いじめ事案が発生した場合、組織的に対応し早期解決を図る。
- (4) 活動内容は下記のとおりとする。
 - ① いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針、年間指導計画の作成
 - ② いじめに関する研修会等の企画立案
 - ③ いじめの判断と情報収集
 - ④ いじめ事案への対応（事案によって関係機関との連携）・決定
 - ⑤ いじめ事案の報告（県教育委員会等）

Ⅲ いじめの早期発見

いじめは大人の目には付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階からの確に対応し、いじめを隠したり軽視することなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

1 いじめ早期発見のための具体的な取組

- (1) 生徒を対象とした「いじめアンケート調査」実施（各学期）
- (2) 教育相談体制を通じた把握
 - ① スクールカウンセラーとの連携強化
 - ② 教育相談室・保健室の活用
- (3) 小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い情報の共有を図る。

Ⅳ いじめの早期解決のための取組

いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応することが必要である。さらに、被害者生徒を守るとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談、いじめの内容により警察等の関係機関との連携が必要である。

1 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の身の安全の確保
 - ① いじめの相談、通報にきた生徒への聞き取りは他の生徒の目に触れないように行う。
 - ② いじめを受けている生徒を守るため常に教職員が見守る体制を整える。
- (2) 「いじめ問題対策委員会」による対応
 - ① 情報を共有し、問題解決のための方策を検討し、全職員の協力体制のもと対応する。
- (3) 多方面からの情報の収集並びに正確な事実の把握
 - ① 関係生徒や保護者、教職員等から速やかに事実確認を行う。
 - ② 事実確認を行う場合は、複数教員で対応し、当事者のプライバシーや個人情報には十分注意する。
- (4) 関係する保護者への説明と教育委員会等への連絡相談
 - ① 事実確認の結果は、管理職が教育委員会に連絡や相談をし、関係保護者に全ての事実を伝え、今後の対応方針に理解を求め、協力を依頼する。また、いじめが犯罪行為と認められる場合警察等へ相談をする。

2 問題解決のための適切な指導と支援

- (1) いじめられた生徒や保護者への支援
 - ① 生徒に対して
 - ・いじめられている生徒の立場に立ち、生徒の気持ちを受け止め心の安定を図る。
 - ・できる限り不安を除去し、心身の安全を保障する。
 - ・スクールカウンセラーや関係機関との連携を図り、心のケアに努める。
 - ・生徒の意向を踏まえ、必要に応じ学校生活を配慮する。
 - ② 保護者に対して
 - ・保護者の心情に配慮しながら誠意を持って対応する。
 - ・学校生活を安心して送ることができることを約束し、今後の対応について、継続して保護者と連携を取り合う。
- (2) いじめた生徒への指導・支援や保護者への助言
 - ① 生徒に対して
 - ・生徒が抱えている課題など、いじめの背景にも目を向け事実確認を行う。
 - ・いじめられた生徒の気持ちを考えさせ、いじめの行為が人権を侵す行為であることに気づかせ、責任を自覚させる。
 - ・集団によるいじめの場合、力関係や個々の言動を正しく分析して指導する。
 - ・生徒の安心・安全及び健全な人格の発達に配慮しながら、いじめの状況に応じ、事案によっては警察等との連携も含め懲戒、特別指導等毅然とした対応をとる。ただし、プライバシーや個人情報の取り扱いには十分注意する。
 - ② 保護者に対して
 - ・正確な事実を伝え、いじめ行為であることの理解に努め、学校と保護者が連携し以後の対応

を適切に行うため協力を求めるとともに、いじめた生徒に対する今後のかかわり方について、保護者と相談しながら継続的に助言を行う。

・生徒がいじめ行為を再び繰り返さないように、学校と保護者が連携して生徒を育てていく姿勢で対応する。

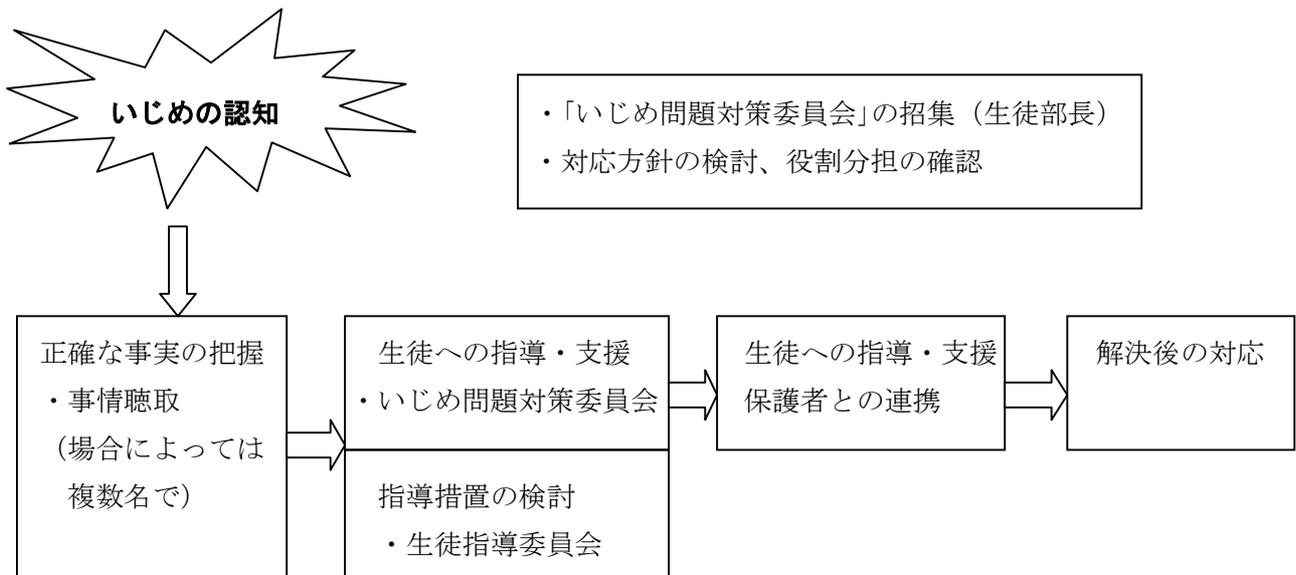
(3) 周りの生徒たちに対しての働きかけ

- ① いじめ行為に関して、当事者だけの問題にとどめず、いじめを見ていた生徒（観衆、傍観者）にも自分の問題として捉えさせ、いじめを止める「仲裁者」になることや「誰かに知らせる勇氣」持つよう指導を行う。
- ② はやし立てたり、同調したりしている生徒に対しては、それらは「いじめ行為」に加担していることを理解させる。
- ③ 「いじめ」は、学級や学年、学校全体の問題としてとらえ、「いじめ行為は人間として絶対に許されない」という意識を生徒たちに持たせ、再発防止に向けた指導を行う。

(4) 経過観察と再発防止に向けた継続した指導・支援

- ① いじめが解消したと見られる場合においても、引き続き保護者と連携しながら生徒の経過観察を行い、必要に応じて追加の指導・支援を行う。
- ② いじめられた生徒、いじめた生徒双方にスクールカウンセラーや関係機関の活用を含め、継続的な指導・支援を行う。
- ③ いじめの事例を検証し、再発防止・未然防止策として日常的な取組や生徒指導体制を見直し、再構築する。

3 いじめに対する取組の基本的流れ



V インターネット上のいじめへの対応

教職員はインターネット上で発信される情報の特質を十分理解し、ネット上のトラブルについて最新の動向の把握が大切である。

また、パスワード付きのサイトやSNS（LINE も含む）、携帯電話等のメールを利用したいじめについては、大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育をすすめるとともに保護者に対しても理解を求めることが不可欠である。

1 未然防止のために

- (1) 携帯電話の使い方について、外部の機関に依頼し講演会の実施（新入生の早い時期での実施）
- (2) 保護者向けリーフレットなどを活用した啓発

2 早期発見・早期対応

- (1) 専門機関への相談窓口の周知
- (2) 書き込みや画像等の削除や対応など具体的な方法の指導
 - ① インターネット上の不適切な書き込み等については、プロバイダに対して速やかに削除する措置をとる。また、必要に応じて警察等の専門機関に情報提供し、援助を求める。

3 事案解決後の対応

- (1) 書き込み等削除後も、再び同じものの書き込み等がないか必要に応じてその状況の経過を見る。

VI 重大事態への対処

生命または、身体の安全がおびやかさせるような重大な事態が発生した場合、直ちに県教育委員会と通じて知事に報告するとともに関係機関とも連携し迅速に対応する。

また、県教育委員会が事態の調査を行う主体やどのような調査組織とするか判断する。

1 重大事態の意味

- (1) 生徒が自殺を企画した場合
- (2) 身体に重大な傷害を負った場合
- (3) 金品等に重大な被害を被った場合
- (4) 精神疾患を発症した場合
- (5) 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされた場合（年間 30 日を目安）
- (6) その他、校長が重大事態と判断した場合

2 「いじめ対策会議」の設置

- (1) 重大事態が発生した場合、県教育委員会と協議の上、「いじめ対策会議」を設置し、調査に着手する。
- (2) 「いじめ対策会議」の構成は、校長、副校長、生徒部長、教育相談部長、当該学年長、当該学科長、当該担任、スクールカウンセラー及び専門的知識及び経験を有する第三者の者とする。
(専門的知識及び経験を有する第三者の者については、事案内容により県教育委員会と検討し、校長が任命する。)